東京医療保健大学和歌山看護学部 ICT 推進委員会規程

（趣　旨）

第 1 条　東京医療保健大学和歌山看護学部の ICT の推進を図るため、和歌山看護学部 ICT 推進委員会（以下「委員会」）を設置する。

（審議事項）

第 2 条　委員会は、次の事項を審議する。

（1）ICT の整備に関する事項

（2）ICT の研修会の実施に関する事項

（3）ICT の教育方法の提案に関する事項

（4）ICT 施策の推進、調整に関する事項

（5）その他、ICT に関する事項

（構　成）

第 3 条　委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

（1）和歌山看護学部教授会において任命する専任教員

（2）和歌山事務部長

（3）その他、委員長が必要と認めるときは、委員以外の者に出席を求めることができる。

（委員長等）

第 4 条　委員会に委員長及び副委員長を置く。

2　委員長は、委員会を招集し議長となる。

（事　務）

第 5 条　委員会に関する事務は、和歌山事務部が行う。

附　則　この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。